

令和 7 年第 1 2 回
志木市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 25 日

志木市農業委員会

令和 7 年第 12 回志木市農業委員会総会日程

令和 7 年 1 月 25 日 (火) 午後 2 時 00 分

第 1 開会

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案

- (1) 議案第 24 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第 25 号 生産緑地に係る主たる従事者等についての証明について

第 4 諸報告

- (1) 報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第 5 協議事項

- (1) 次回総会日程について
- (2) その他

第 6 閉会

《議事録令和7年第12回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月25日（火）午後1時55分から午後3時30分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（13人）

会長 13番 田中 滿男

委員	1番	細田 公雄
	2番	清水 隆司
	3番	池ノ内 善和
	4番	志村 二美重
	5番	小山 武英
	6番	齋藤 正歳
職務代理	7番	波澄 洋子
	8番	佐藤 浩之
	9番	金子 秀之
	10番	三枝 将樹
	11番	細田 次男
	12番	清水 修

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 渋谷 聰
書記 大石 和

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和7年 第12回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中13人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和7年第12回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 池ノ内善和委員、4番 志村二美重委員にお願いいたします。
併せて、書記として大石主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第24号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

事務局朗読をお願いいたします。

○大石主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号51番の申請人及び農地の状況につきましては、金子秀之委員に、受付番号52番の申請人及び農地の状況につきましては、清水修委員に、ご同行いただいて、確認しております。

この後、それぞれの委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第24号 受付番号51番「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」につきまして、金子秀之委員より説明、報告をお願いいたします。

○9番 金子 委員

会長の指名がありましたので、議案第24号 受付番号51番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、6ページから8ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、水稻やモッコク、ネギ、白菜等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、議案第24号 受付番号52番については、清水修委員に説明、報告をお願いいたします。

○12番 清水修 委員

会長の指名がありましたので、議案第24号受付番号52番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である△△△氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

資料は、9ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、ネギやキャベツ、みかん等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である △△△氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第24号 受付番号51、52番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第24号 受付番号51、52番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして議案第14号受付番号37番について、事務局より説明を求めます。

○大石主事【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなつたため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号50番の、■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号50番の農地の状況につきましては、池ノ内善和委員に、ご同行いただきて確認してまいりました。

この後、池ノ内委員よりご説明がございます。以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第25号 受付番号50番につきましては、池ノ内委員より、説明、報告をお願いいたします。

○3番 池ノ内 委員

会長の指名がありましたので、議案第25号受付番号50番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が所有している生産緑地について、市に買い取り申し出を行うために証明を求めているものであります。

10ページの地図をお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ、〇〇km進み、■■交差点を〇折した後、
〇〇メートル進んだ、□側の農地が申請地となります。
今回、■■■氏が死亡したことにより申請があつたものであります。
事務局と同行して、申請農地である〇〇〇丁目〇〇〇〇他〇筆の現地を確認したところ、
生前、■■■氏は、〇〇や〇〇を中心に農業経営を行つており、申請のあつた生産緑地の主
たる従事者であります。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて
特に問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、議案第14号 受付番号37番について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。本議案、生産緑地に
係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号37番は可決されました。
ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

- (1) 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について
- (2) 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第14号受付番号15番につきまして齊藤正歳委員の報告を求めます。

○6番 齊藤 委員

会長の指名がありましたので、報告第14号 受付番号15番について、説明、報告を行います。

資料の11ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●方面へ進み、○○交差点を○折、志木大通りを●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折し、■■に向かった、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、報告第15号受付番号12、14番につきまして清水修委員の報告を求めます。

○12番 清水修 委員

会長の指名がありましたので、報告第23号 受付番号13番について、説明、報告を行います。

資料の12、14ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を●●方面へ進み、○○交差点を○折、志木大通りを●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折し、■■に向かった、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、報告第15号受付番号13番につきまして齊藤正歳委員の報告を求めます。

○6番 齊藤 委員

会長の指名がありましたので、報告第15号 受付番号13番について、説明、報告を行います。

資料の13ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を○○方面へ進み、○○交差点を○折、志木大通りを●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折し、■■に向かった、☆側の農地が

申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

ただいまの報告第14、15号について、質問等がございましたらお願ひいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和7年12月25日 木曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和7年12月25日 木曜日、午後2時ということでよろしくお願ひいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 渋谷主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 生産緑地の買取りあっせんについて
- ② 産業祭（市民まつり）について
- ③ 花火大会開催のお礼について
- ④ 農地法の再度転用届出について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議 事 錄 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和7年11月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3 番 池ノ内 善和

4 番 志村 二美重